

## 兵庫県保健医療計画の改定の概要について

兵 庫 県

### 1 趣 旨

保健医療計画が平成 25 年 3 月に全国一斉の見直し時期を迎えることから、急速な少子高齢化、医師の地域偏在・診療科偏在、疾病構造の変化など、保健医療を取り巻く状況の変化を踏まえ、4 疾病 5 事業及び在宅医療、精神疾患に関する医療提供体制の確保に関する取り組みを示した次期計画（期間：平成 25 年度～29 年度）を策定する。

### 2 改定の視点

国の医療計画作成指針（平成 24 年 3 月 30 日付け厚生労働省医政局長通知）を踏まえて、以下の視点で改定を行う。

#### （１）良質で効果的な医療提供体制の確保

4 疾病 5 事業のほか、新たに精神疾患や在宅医療についても効率的・効果的な医療提供体制の確保を図る。

#### （２）疾病・事業ごとの課題の抽出・目標の設定

疾病・事業ごとに効果的な医療体制を構築するため指標を用いた現状把握、課題抽出、目標設定、施策の実行などの PDCA（計画→実行→評価→改善）サイクルを推進する。

#### （３）医師をはじめとした医療人材の養成確保

地域医療活性化センターの整備をはじめとして医療従事者の確保策を一層推進する。

#### （４）精神保健医療体制の構築

精神疾患を有する患者の病期や個別の状態に対応した医療連携体制を構築する。

#### （５）在宅療養体制の充実・強化

在宅医療を必要とする県民が住み慣れた地域で安心して療養生活を送れるよう在宅医療提供体制を構築する。

#### （６）地域の医療資源や患者の流出入を考慮した疾病・事業ごとの圏域の設定

地域の実情に応じて、疾病・事業ごとに柔軟な圏域設定を行う。

#### （７）災害時における医療体制の充実・強化

東日本大震災で認識された災害医療等の課題に対応するため、災害時における医療体制の充実・強化を図る。

#### （８）健康づくり推進プラン等、関係計画との適切な役割分担

### 3 計画期間

平成 25 年 4 月から平成 30 年 3 月までの 5 年間とする。ただし、大幅な制度改正などがあった場合には、必要に応じて 5 年の経過を待たずに見直すものとする。

### 4 検討体制

医療審議会保健医療計画部会において、保健医療計画の検討を行う。

また、各圏域については、圏域健康福祉推進協議会医療部会等において、各圏域における圏域重点推進方策の検討を行う。

## 5 スケジュール

平成24年	3月	医療審議会保健医療計画部会 医療審議会（保健医療計画改定に係る諮問） 国の医療計画作成指針通知
	9月	医療審議会
	10月	医療審議会保健医療計画部会（計画の改定方針等）
	12月	医療審議会保健医療計画部会（計画改定素案）
平成25年	1月	市町・団体照会・パブリックコメント
	3月	医療審議会保健医療計画部会（計画最終案） 医療審議会（答申）
	4月	計画公示